

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	釣り客負傷
発生日時	令和2年10月26日 07時30分ごろ
発生場所	香川県三豊市詫間港 詫間港須田一文字防波堤東灯台から真方位087° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 14.2′ 東経133° 40.7′)
事故の概要	遊漁船SEA DREAMは、航行中、釣り客が負傷した。
事故調査の経過	令和2年12月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 SEA DREAM、2.2トン
船舶番号、船舶所有者等	280-45810香川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が乗り組み、釣り客4人（幼児1人を含む。）を乗せ、詫間港水路出口付近を約5～6ノットの対地速力で北北東進中、北東方から右舷側に接近して来た小型旅客船（以下「本件旅客船」という。）の通過に伴い、航走波が来たので、船長が立っていた釣り客に座るように注意し、船首を波に向けて機関を中立とした。</p> <p>釣り客Aは、右舷船首部で幼児を抱いて座っていたが、本件旅客船が接近して来たので立って手を振っていたところ、船長から危ないと言われ、その後、本件旅客船からの航走波により本船が上下動したので座ろうと思ったものの、動けなくなり、更に数波目の大きな波で上下動をした際、幼児を抱いたまま体が宙に浮いて右膝から甲板上に落ちた。</p> <p>船長は、釣り客Aに帰港して病院で処置を受けるように勧めたが、釣り客Aが釣りを続けることを要望したので、遊漁を続けた。</p> <p>A船は、香川県多度津町沖に移動して遊漁中、船長が、釣り客Aの頻りに痛みを訴えながら釣りをを行う様子を見て、遊漁を止めて帰港することを決め、帰港した。</p> <p>釣り客Aは、市内の病院で、右脛骨近位部骨折と診断された。</p> <p>釣り客Aは、船で釣りをするのは初めてで、本件旅客船が接近して来たときに、別の釣り客（以下「釣り客B」という。）に立ってもよいと言われたので、立って手を振ることとした。</p> <p>釣り客Aは、右膝を甲板上に打った後、痛みがあったものの骨折は</p>

	<p>していないと思い、釣りを続けることを要望した。</p> <p>船長は、出航時に釣り客に対し、航行中は座るように言っていたので、釣り客が立つことはないと思っていたものの、釣り客Aが立ったので慌てて注意した。</p> <p>釣り客A及び釣り客Bは、出航時に船長から座るようになどの注意はなく、本件旅客船が接近して来た際には、船長から危ないなどと言われたが、座るようにという指示がなかったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、航行中、本件旅客船が接近して航走波が押し寄せて来たとき、釣り客Aが、右舷船首部で幼児を抱いたまま立って本件旅客船に手を振っていたことから、波による船体の上下動で動けなくなり、数波目の大きな波で船体が上下動をした際に体が浮き、甲板上に落ちて右膝を打ち、負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、出航時に釣り客に対し、航行中は座るように言ったものの、釣り客が聞き取れなかったことから、本件旅客船が接近した時に釣り客が立っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が航行中、本件旅客船が接近して航走波が押し寄せて来たとき、釣り客Aが、右舷船首部で幼児を抱いたまま立って本件旅客船に手を振っていたため、波による船体の上下動で動けなくなり、数波目の大きな波で船体が上下動をした際に体が浮き、甲板上に落ちて右膝を打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、釣り客に対し、座るように指示しても認識されていない場合があることを考慮し、他船が接近して航走波による船体の上下動が予測される場合など、必要な時機に繰り返して明確に指示を行うこと。 ・遊漁船の船長は、初めての釣り客に対して、出航前に、船上での動揺による危険性及びその対策について説明すること。 ・遊漁船の釣り客は、負傷した際、その状態を楽観的に考えず、船長から帰航するなど勧められたら受け入れること。